

令和元年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式)

策定年月日 令和元年8月1日

自治体名 (福祉事務所名)	秋田市 (秋田市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)											
			77.6%	80.0%	78.7%	1.3%											
<現在の状況> 1 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告を集計) ※集計期間:平成30年10月から平成31年3月まで <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">処方医が後発医薬品への変更を不可としていない場合に、先発医薬品を調剤した事情等</th> <th style="width: 10%;">割合</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 薬局に後発医薬品の在庫がなかったため</td> <td style="text-align: center;">84.1%</td> <td>薬局の備蓄問題</td> </tr> <tr> <td>2 処方せんに疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため</td> <td style="text-align: center;">8.6%</td> <td rowspan="2">適正な先発医薬品の使用</td> </tr> <tr> <td>3 後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため</td> <td style="text-align: center;">7.3%</td> </tr> </tbody> </table>			処方医が後発医薬品への変更を不可としていない場合に、先発医薬品を調剤した事情等	割合	備考	1 薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	84.1%	薬局の備蓄問題	2 処方せんに疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	8.6%	適正な先発医薬品の使用	3 後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため	7.3%	<対応方針> 後発医薬品使用促進服薬指導の実施 受給者への取組 (1) 保護が開始された者および受給中の者に「ジェネリック医薬品希望カード」と「リーフレット」を配布するとともに、後発医薬品の使用が原則であることを説明する。 (2) 服薬履歴を管理できる「お薬手帳」の利用促進を図る。 (3) 複数の薬局を利用せず、かかりつけ薬局の利用促進を図る。 個別指導の強化 (1) 指導が必要な者をレセプトから抽出し、指導対象者リストを作成する。 (2) 指導対象者に対し、訪問もしくは架電により後発医薬品の使用が原則である旨を、丁寧にわかりやすく説明を行う。また、指導対象者が、薬局に対し、後発医薬品使用を申し出るよう指導する。			
処方医が後発医薬品への変更を不可としていない場合に、先発医薬品を調剤した事情等	割合	備考															
1 薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	84.1%	薬局の備蓄問題															
2 処方せんに疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	8.6%	適正な先発医薬品の使用															
3 後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため	7.3%																
2 関係機関への説明の状況 (1) 新規登録の指定医療機関に対し、協力依頼文書を送付した。 (2) 既存の指定医療機関に対し、一般指導時に配布する資料に協力の依頼を付記した。 3 生活保護受給者への対応 (1) 服薬指導が必要な者をレセプトから抽出し、抽出リストに基づき訪問もしくは架電により後発医薬品の使用が原則であることを説明した。 (2) 新規生活保護受給者には「ジェネリック医薬品希望カード」を配布、また、必要に応じて後発医薬品の使用に関する「リーフレット」を配布した。			関係機関への説明 (1) 新規登録の指定医療機関に対し、文書を送付する。 (2) 既存の指定医療機関に対して、一般指導時に配布する資料に付記し、制度の説明を図る。														
			薬局における備蓄について 特段なし (備蓄については、医療全体の取組とされているため)														
<使用促進が進んでいない原因> (1) 薬局における後発医薬品の在庫状況に依存すること。 (2) 薬剤師による処方医への疑義照会や医師の医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要となる場合があること。			<備考> 直近の後発医薬品数量シェア=87.3% (令和元年6月支払基金処理分(令和元年5月診療分))														